

重要事項説明書

セキショウライフサポート 
Sekisho Life Support

セキショウ居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[2025年 4月 1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0296-45-8033

(月～金曜日 8:30～17:30)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 中川 宏美

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	セキショウ居宅介護支援事業所
所在地	筑西市二木成 827
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 茨城県 第 0872700885 号
サービスを提供する 実施地域※	筑西市、結城市、桜川市、下妻市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 (常勤) 2名以上

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後17時30分まで

(土、日曜・祝日・12月31日～1月3日は休業)

24時間連絡対応体制 0296-45-8033

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

利用料金の額は、居宅介護支援費Ⅱの単位数×10.21円(地区別単価)計算しています。

*居宅介護支援費Ⅱ：情報通信機器の活用または事務職員の配置を行っている場合に算定

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45件未満の場合

要介護1・2 11,088円 要介護3・4・5 14,406円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45件以上 60件未満の場合

要介護1・2 5,554円 要介護3・4・5 7,187円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60件以上場合

要介護1・2 3,328円 要介護3・4・5 4,308円

(エ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,063円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,552円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,042円

退院・退所加算

カンファレンス参加なし 連携1回 4,594 円 連携2回 6,126 円
カンファレンス参加あり 連携1回 6,126 円 連携2回 7,657 円 連携3回 9,189 円
通院時情報連携加算 1ヶ月につき 510 円
ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,084 円
緊急時カンファレンス加算 1回 2,042 円
特定事業所加算(Ⅱ) 1ヶ月につき 4,298 円
*厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

実施地域をこえた地点から1kmあたり50円となります。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

5. サービス内容に関する苦情申立先

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

筑西市役所 介護保険課 電話 : 0296-24-2111

桜川市役所 介護保険課 電話 : 0296-75-3158

下妻市役所 介護保険課 電話 : 0296-43-2111

結城市役所 介護保険課 電話 : 0296-32-1111

国民健康保険団体連合会 電話 : 029-301-1550

茨城県保健福祉部保健福祉部健康・地域ケア推進課

電話 : 029-301-1111

6. 秘密の保持

居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守いたします。また、当該事業所の従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を厳守いたします。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を管理者が務めます。

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 虐待防止や人権意識を高めるための研修を実施します。

(4) 虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には速やかにこれを行政に報告を行います。

8. ハラスメント対策について

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セク

シヤルハラスメントなどの行為を禁止します。

以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合契約を解除致します。

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、手を払いのける等）
- ・セクシュアルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動 等）
- ・その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）

9. 主治医及び医療機関との連携

利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。

10. その他

（1）居宅サービス計画書に介護サービスを位置づける場合、複数の介護サービス事業所を紹介し利用者の意思に基づいた選定を行います。なお、当該事業所を居宅サービスに位置づけた理由を説明いたします。

（2）ケアマネジメントの公正中立の確保の観点から、以下について利用者に説明いたします。

- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業所によって提供されたものの割合

（3）書面での説明・同意等を行うものについて、電磁的記録にて行う場合もございます。

11. 当法人の概要

法人名	株式会社セキショウライフサポート
資本金	30,000,000円（資本準備金含まず）
社員数	65名（2022年4月1日現在）
設立	2012年10月
所在地・電話	茨城県つくば市二の宮1-23-6 0296-25-3220
代表者名	代表取締役 葉 章二
事業内容	居宅介護支援事業、通所介護事業、認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

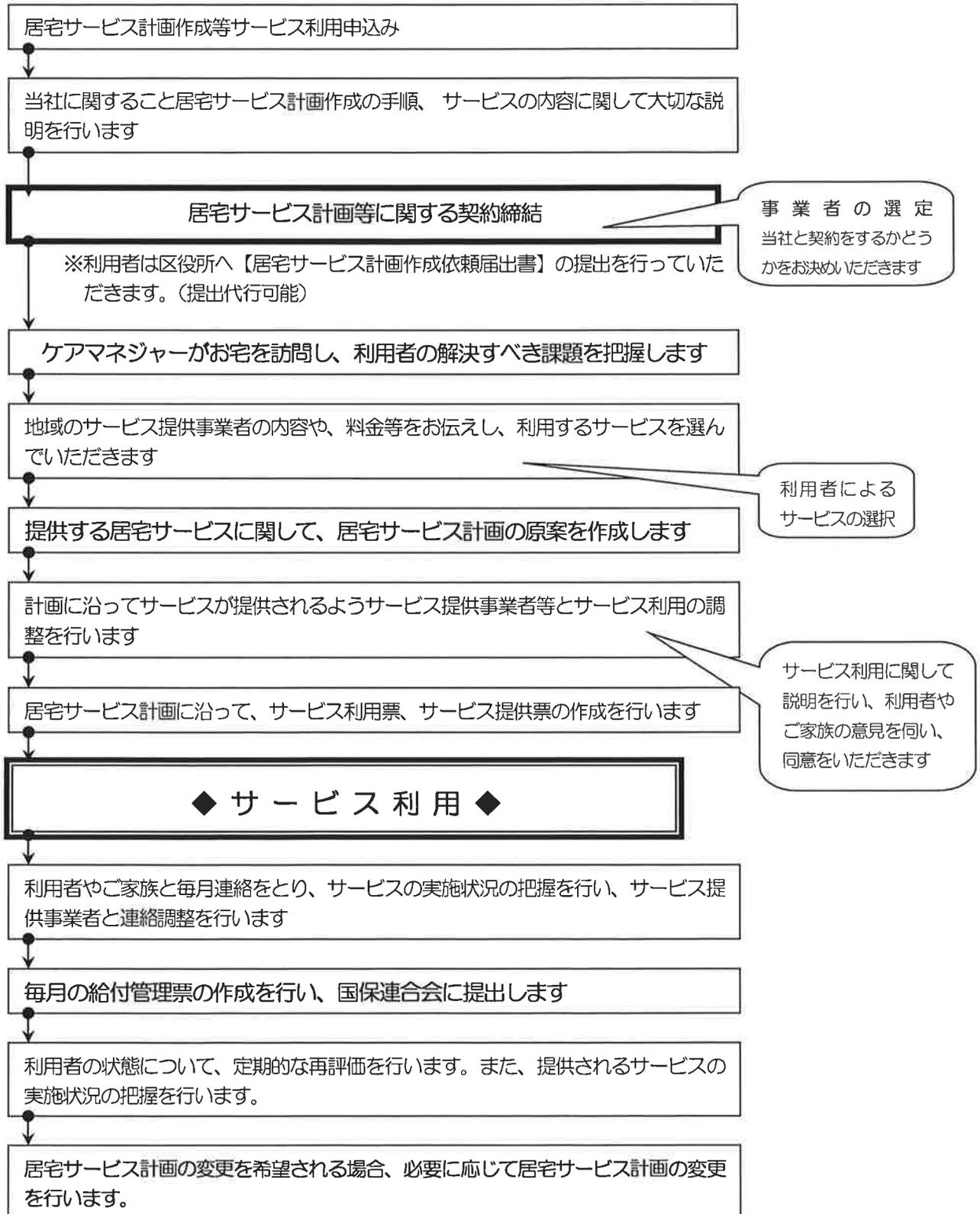
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 茨城県筑西市二木成 827
名称 セキショウ居宅介護支援事業所
管理者 中川 宏美

説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名

(代理人)
住所
氏名